

# 温暖化対策をめぐる国内外の動向について

2019年（令和元年）  
環境省大臣官房環境計画課

## 1. イントロダクション

- 気温上昇の現状・将来予測
- CO2累積排出量と平均気温の関係
- 気候変動による影響

## 2. 世界の潮流

- パリ協定の採択及び2020年以降の削減目標
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）
- 環境マーケット獲得に動き出す企業
- IPCC「1.5℃特別報告書（SR15）」

## 3. 日本の動き

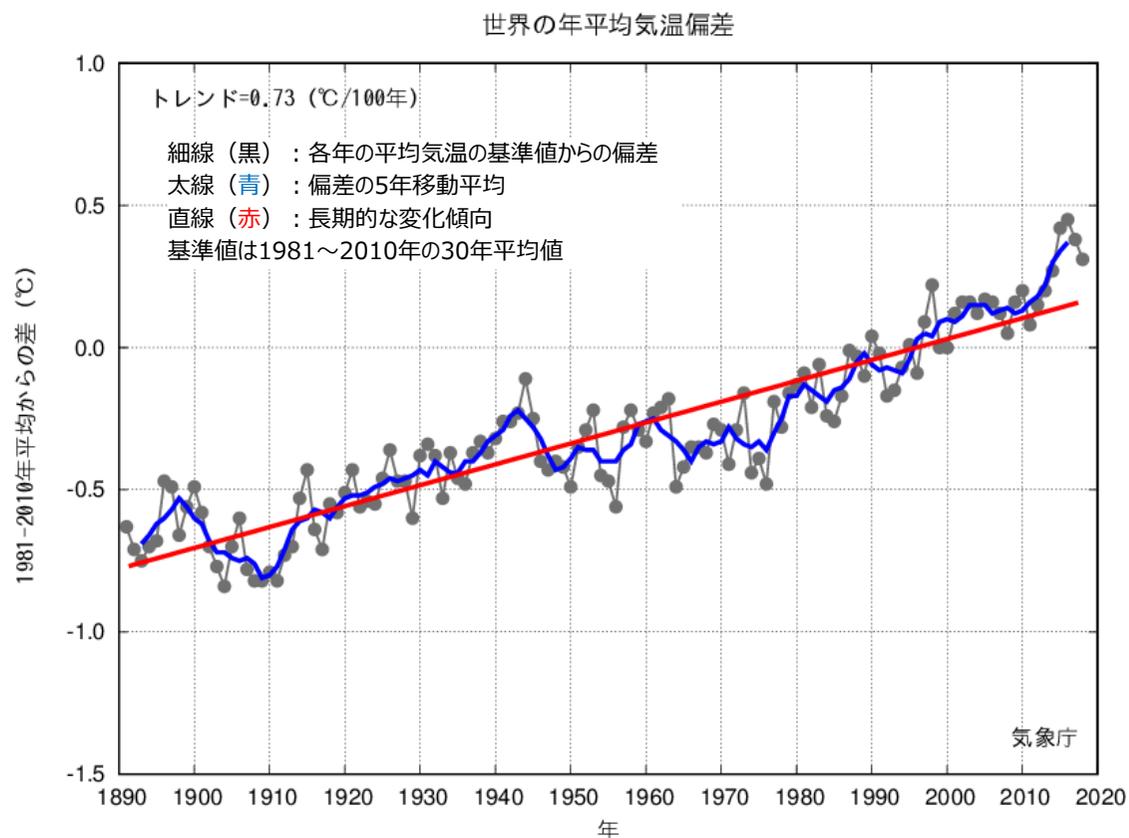
- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題
- 第5次環境基本計画と地域循環共生圏
- 地域循環共生圏の概要
- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

## 4. 地方公共団体に求められることの変化

- 地球温暖化対策計画における「地方公共団体」の基本的役割
- 長期戦略における地域循環共生圏に関する言及

- 世界の年平均気温は、長期的には100年あたり約0.73℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。2018年の世界の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差\*は+0.31℃で、1891年の統計開始以降、4番目に高い値となっており、2014年以降の5年間で正偏差が大きかった年の1～5位を占めています。

## 世界の年平均気温の偏差の経年変化（1891～2018年）



### 【 正偏差が大きかった年（1～5位）】

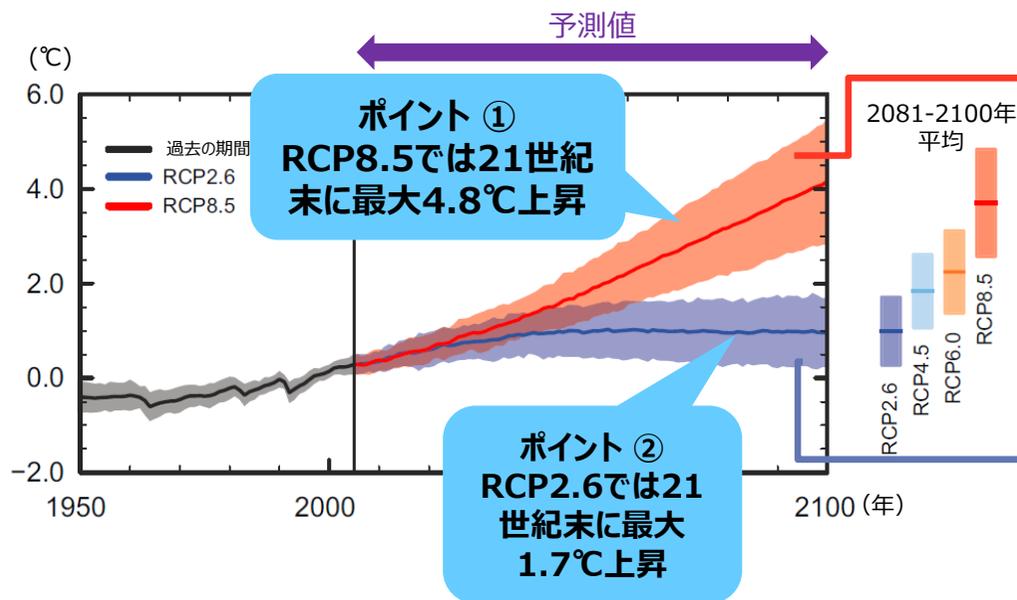
- ① 2016年 (+0.45℃)
- ② 2015年 (+0.42℃)
- ③ 2017年 (+0.38℃)
- ④ 2018年 (+0.31℃)
- ⑤ 2014年 (+0.27℃)

\*数値データの集合を構成するそれぞれの値と平均値との差。  
 (出所) 気象庁HP 各種データ・資料「世界の年平均気温」

○ IPCC\*によると、気候モデルによって予測された21世紀末の世界の気温は、どのようなシナリオを想定しても、現在より上昇する予測となっています。

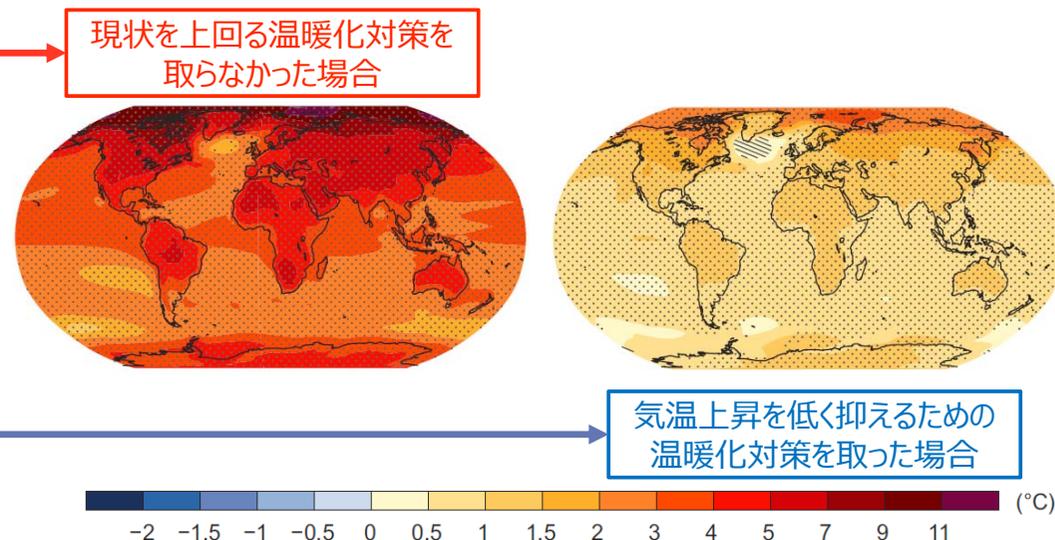
## 世界の平均気温の変化の予測

(1986~2005年平均を基準とした変化)



## 21世紀末における年平均気温変化の予測

(1986~2005年平均を基準とした変化)



- ポイント**
- ① 21世紀末（2081-2100年）までに世界の平均気温は、現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合のシナリオ（「RCP8.5」といいます）では2.6~4.8℃上昇する可能性が高いと予測されています。
  - ② 気温上昇を低く抑えるための温暖化対策を取った場合のシナリオ（「RCP2.6」といいます）でも、0.3~1.7℃上昇する可能性が高いと予測されています。

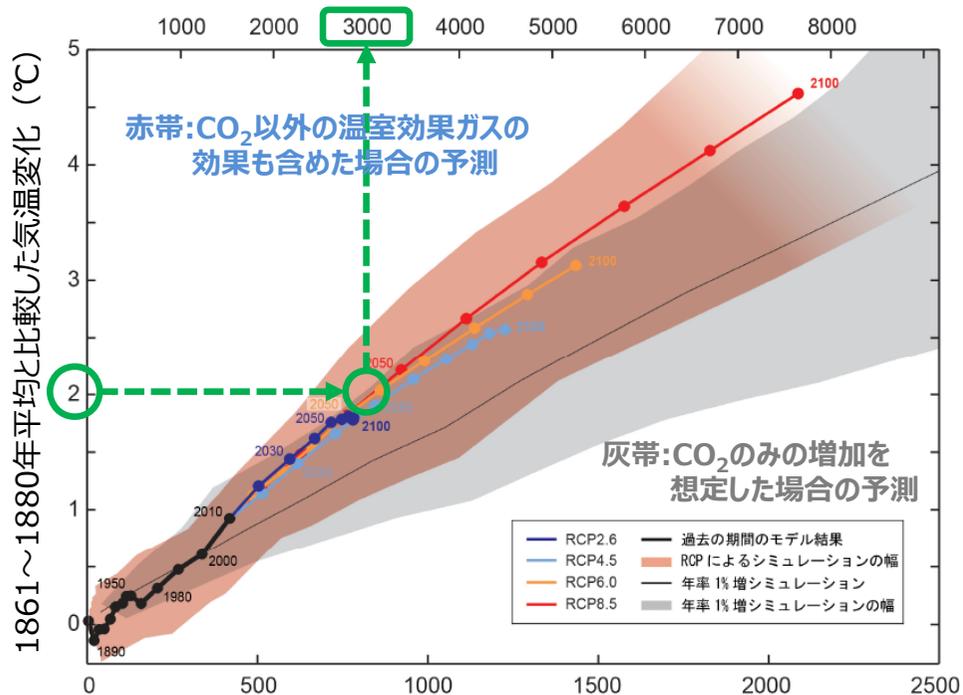
\*IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された評価を行う国際組織で政治的判断は行いません。現在の参加国は195か国、事務局はスイス・ジュネーブにあります。IPCCでは、人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行い、報告書としてとりまとめています。「第5次評価報告書」（AR5）は、世界中で発表された9,200以上の科学論文を参照し、800名を超える執筆者により、4年の歳月をかけて作成されました。

○ 世界全体でみると、特に人為起源のCO2の累積排出量が、世界の平均気温の上昇を決定づける大きな要因となっています。世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えるための累積排出量の上限は約3兆トンと予測されており、2011年時点で約2兆トンに達しているため、あと1兆トン程度の排出が上限となります。

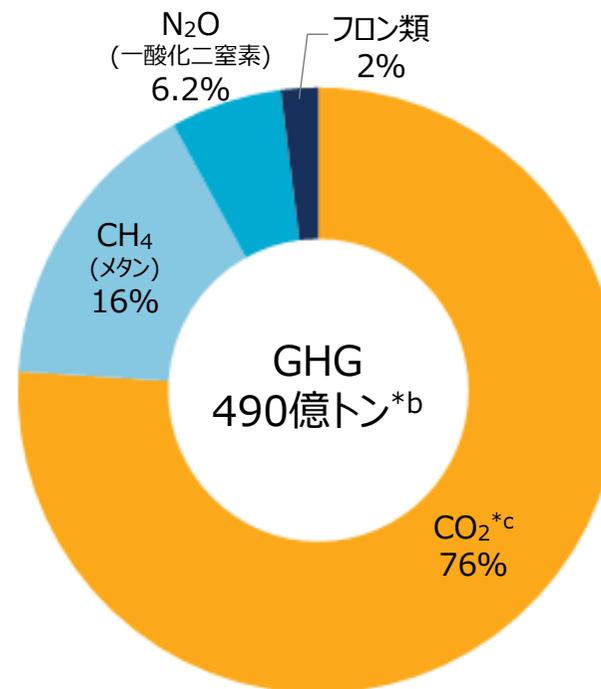
## 世界全体のCO<sub>2</sub>累積排出量と平均気温の上昇量の関係※1

## 世界の人間活動によるGHG排出量割合 (2010年)※2

1870年以降の人為起源のCO<sub>2</sub>の累積総排出量 (Gt-CO<sub>2</sub>\*a)



1870年以降の人為起源のCO<sub>2</sub>の累積総排出量 (GtC\*a)



\*b : GWP100に基づくCO<sub>2</sub>換算

\*c : CO<sub>2</sub> : 林業・土地利用、化石燃料の燃焼、工業プロセス

\*a Gt : 10億トン

t-CO<sub>2</sub> : 二酸化炭素の重量に換算、tC : 炭素の重量に換算、1t-CO<sub>2</sub>=44/12tC

○ 気候変動によって、異常気象・災害、熱中症・感染症の増加、米・果樹や生態系への影響が既に起こりはじめています。

## 米・果樹

米が白濁するなど品質の低下が頻発。



図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面  
(写真提供:農林水産省)

・水稻の登熟期(出穂・開花から収穫までの期間)の日平均気温が27℃を上回ると玄米の全部又は一部が乳白化したり、粒が細くなる「白未熟粒」が多発。  
・特に、登熟期の平均気温が上昇傾向にある九州地方等で深刻化。

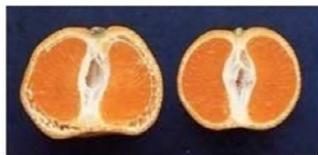


図: みかんの浮皮症  
(写真提供:農林水産省)

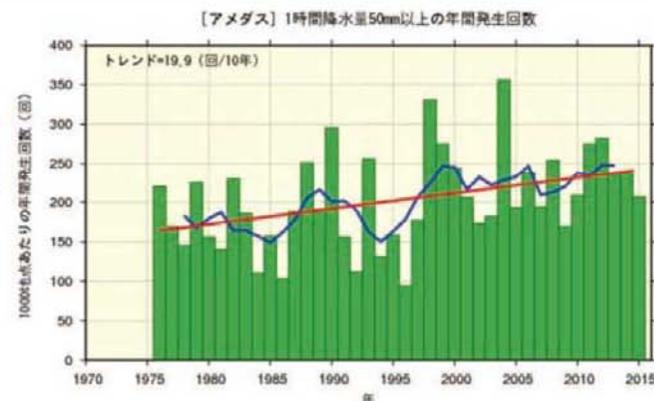
成熟後の高温・多雨により、果皮と果肉が分離する。(品質・貯蔵性の低下)

## 異常気象・災害



図: 洪水被害の事例(愛知県 広田川)  
(写真提供:国土交通省中部地方整備局)

短時間強雨の観測回数は増加傾向が明瞭に現れている。



(出典:気候変動監視レポート2015(気象庁))

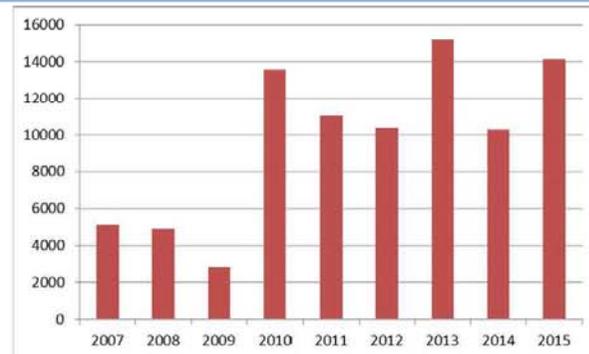
デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



図 ヒトスジシマカ  
(写真提供:国立感染症研究所 昆虫医科学部)

## 熱中症・感染症

2015年夏、救急車で搬送された熱中症患者の19市・県計は14,125人となった。



(出典:熱中症患者速報平成27年度報告(国立環境研究所)より作成)

サンゴの白化・ニホンジカの生息域拡大



図 サンゴの白化(写真提供:環境省)



(写真提供:中静透)

## 生態系

農林産物や高山植物等の食害が発生

農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。

# 1. イントロダクション

## 近年の気候変動の影響（例）

- 2011年のタイの洪水では、工業団地が浸水し、多くの日本企業が操業停止等の影響を受けた（洪水で浸水した自動車工場）



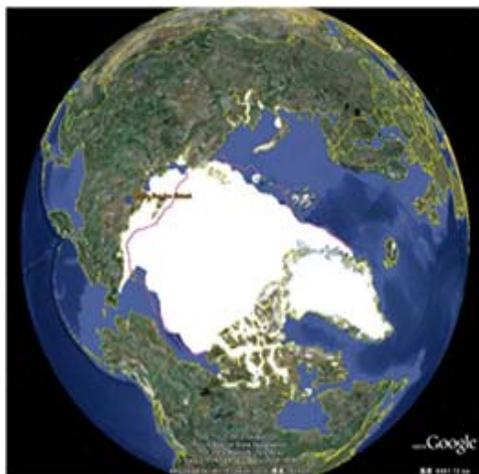
（出所）ロイター

- 平成27年9月関東・東北豪雨による被害（茨城県常総市の浸水状況）



（出所）国土交通省

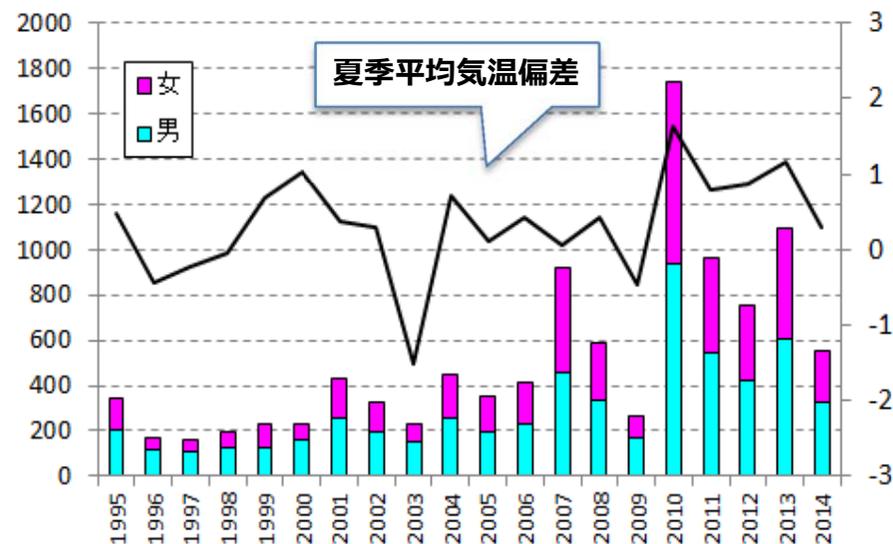
- 1979年9月（左）と2011年9月（右）の北極海の海氷の様子



（出所）米コロラド大氷雪データセンター/Google Earth

- 熱中症による国内・年間死亡者数の推移

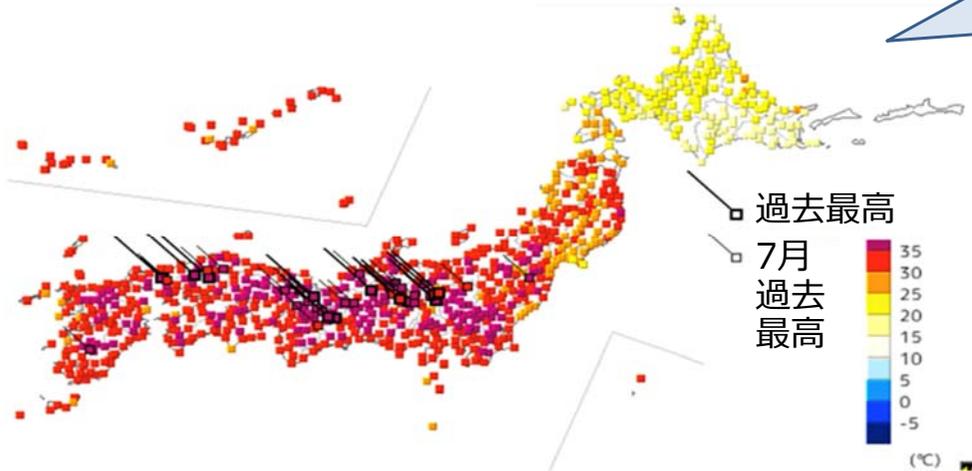
死亡者数（人）



（出所）熱中症年間死亡者数：厚生労働省「人口動態統計」  
 気温偏差：気象庁HPから環境省作成

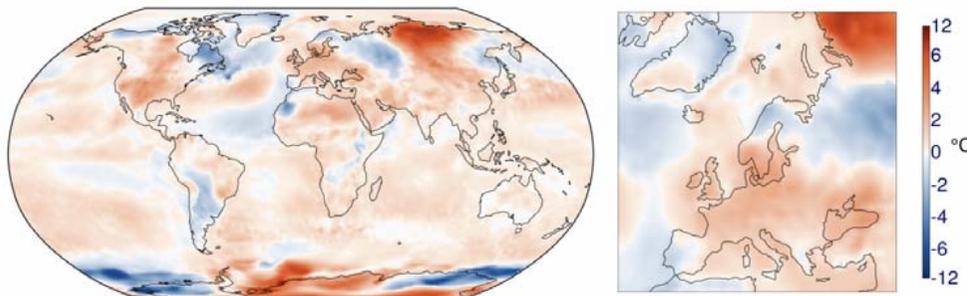
- 世界気象機関(WMO)が、世界各地での猛暑を取り上げ、「熱波・豪雨の増加は、温室効果ガス濃度の上昇による長期的な地球温暖化の傾向と一致」と発表しています。
- 気象庁は、今年の猛暑について、「一つの災害と認識」と会見で発表しています。

## 日本の2018年7月15日の最高気温



- 国内200箇所で35°C以上の猛暑日を記録(927地点中)
- 各地で過去最高気温、7月の過去最高気温が更新される。

## 【世界全体でも2018年6月は過去2番目となる記録的な暑さ】



※1981～2010年の6月の平均気温と比較した、2018年6月の世界全体の平均気温を示す

## &lt;気候変動との関連について&gt;

- 今般の一つ一つの異常気象を気候変動が原因であると特定することは不可能だが、熱波・豪雨の増加は、温室効果ガス濃度の上昇による長期的な傾向と一致している。(WMO)
- 40度前後の暑さは、これまで経験したことのない、命に危険があるような暑さだ。一つの災害と認識している。(中略) 長期的に見ると、地球温暖化の影響が表れてきている。(気象庁記者会見(7月23日))

## 1. イントロダクション

- 気温上昇の現状・将来予測
- CO2累積排出量と平均気温の関係
- 気候変動による影響

## 2. 世界の潮流

- **パリ協定の採択及び2020年以降の削減目標**
- **持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）**
- **環境マーケット獲得に動き出す企業**
- **IPCC「1.5℃特別報告書（SR15）」**

## 3. 日本の動き

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題
- 第5次環境基本計画と地域循環共生圏
- 地域循環共生圏の概要
- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

## 4. 地方公共団体に求められることの変化

- 地球温暖化対策計画における「地方公共団体」の基本的役割
- 長期戦略における地域循環共生圏に関する言及

- 世界では、パリ協定の採択を契機に地球温暖化対策の潮流が加速しています。
- パリ協定とは、2015年12月に、フランス・パリで開かれた第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組みです。
- 2016年11月に発効し、同年12月に、モロッコ・マラケシュにて第1回締約国会合が行われました。我が国は、2016年11月8日に批准しました。

### パリ協定の採択



(写真出典) 気候変動枠組条約事務局

### パリ協定の特徴

- 歴史上はじめて、気候変動枠組条約に加盟する196カ国全ての国が削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意である。
- 全ての国が、長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべきとしている。
- 世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。
- 長期目標の達成に向け、2023年以降、5年ごとに世界全体の進捗を確認する（グローバルストックテイク）。
- また、「今世紀後半には、温室効果ガスの人為的な排出と吸収源による除去の均衡を達成するよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界全体の目標として掲げられている。

- パリ協定に先だって、各国から約束草案が提出されました。これには、温室効果ガス削減目標が記されています。2017年1月10日時点で、190カ国・地域（条約締結国全体の温室効果ガス排出量の約99%）が、各国内で決めた2020年以降の温暖化対策に関する目標（約束草案）を提出しています。各国が自主的に取り決めることのできる目標は、5年ごとに見直しが行われます。

## 2020年以降の主要国の削減目標

国・地域	目標年	削減目標	比較基準
スイス	2030年まで	△50%	1990年比
EU	2030年まで	少なくとも△40%	1990年比
ルウェー	2030年まで	少なくとも△40%	1990年比
米国	2025年に	△26～△28%	2005年比
ロシア	2030年まで	△25～△30%	1990年比
カナダ	2030年まで	△30%	2005年比
中国	2030年まで	GDP当たりCO <sub>2</sub> 排出量△60～△65%	2005年比
韓国	2030年まで	△37%	BAU比
ニュージーランド	2030年まで	△30%	2005年比
日本	2030年度まで	△26.0%	2013年度比
		△25.4%	2005年度比
オーストラリア	2030年まで	△26～△28%	2005年比
ブラジル	2025年に	△37%	2005年比
	2030年に	△43%	2005年比
インドネシア	2030年まで	△29%	BAU比
南アフリカ	2025年及び2030年に	398～614百万トン（CO <sub>2</sub> 換算）	—
インド	2030年まで	GDP当たり排出量△33～△35%	2005年比

- 2015年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年から2030年までの国際目標として、持続可能な開発目標 (SDGs) が記載されました。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、気候変動対策とも関係の深い内容になっています。
- 世界中の各国政府、NGO、NPO、研究機関、大学などとともに、企業も SDGs の達成に向けて動き始めており、それがビジネスのあり方にも大きな影響を与えています。

MDGsとの比較

2001~2015年

MDGs

ミレニアム開発目標  
Millennium Development Goals

✓8ゴール・21ターゲット

✓途上国の目標

✓国連の専門家主導

2016~2030年

SDGs

持続可能な開発目標  
Sustainable Development Goals

✓17ゴール・169ターゲット

✓全ての国の目標

✓国連全加盟国で交渉

✓実施手段も重視

17の目標



MDGsの  
深掘り  
先進国にも課題の  
深掘り

**ゴール13** : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 世界の主要企業は、気候変動リスクをチャンスと捉え、機動的に対応し、環境マーケットの獲得に乗り出しています。

## SDGs

## ■ 企業によるSDGsの取組が拡大

- 自社の事業戦略にSDGsを組み込む事例が見られ、国内でも、住友化学や日産自動車等が**事業活動とSDGsを紐づけた事業戦略を発表**。
- WWFによれば、世界のSDGs市場規模は**12兆ドルに及ぶ**。



## 火力発電部門から再エネ部門への転換

## ■ 火力発電部門から再エネ部門への転換

- 世界的な脱炭素化・再エネシフトを受け、**再エネを拡大する企業が増加**。
- シーメンスやゼネラル・エレクトリック、三菱日立パワーシステムズといった火力発電設備大手が、火力発電部門の人員削減を相次いで発表。

## シェアリングエコノミー

## ■ 中華人民共和国で約60兆円に達した巨大市場

- 中華人民共和国のシェアリングエコノミー市場は**約60兆円**。
- 自転車シェア大手のOfoやMobikeでは、**毎日の利用数は5000万回に及ぶ**。
- 駅や街中のスマホの充電ステーションを運営する深セン企業の「Laidian (来電)」は3000カ所に設備を設置。**2014年の創業以来、利用件数は1億件を突破**。



## EVシフト

## ■ 世界の巨大自動車市場での主導権争い

- 中華人民共和国・北米の世界販売市場におけるシェアは、各々約30%・20%（日本5%）。中華人民共和国のEVメーカーBYDは、2018年の新エネルギー車の販売目標を20万台に設定。
- 国内市場が縮小する中、**トヨタ自動車は、昨年12月「2030年に、グローバル販売台数における電動車を550万台以上」を目指す**と発表。

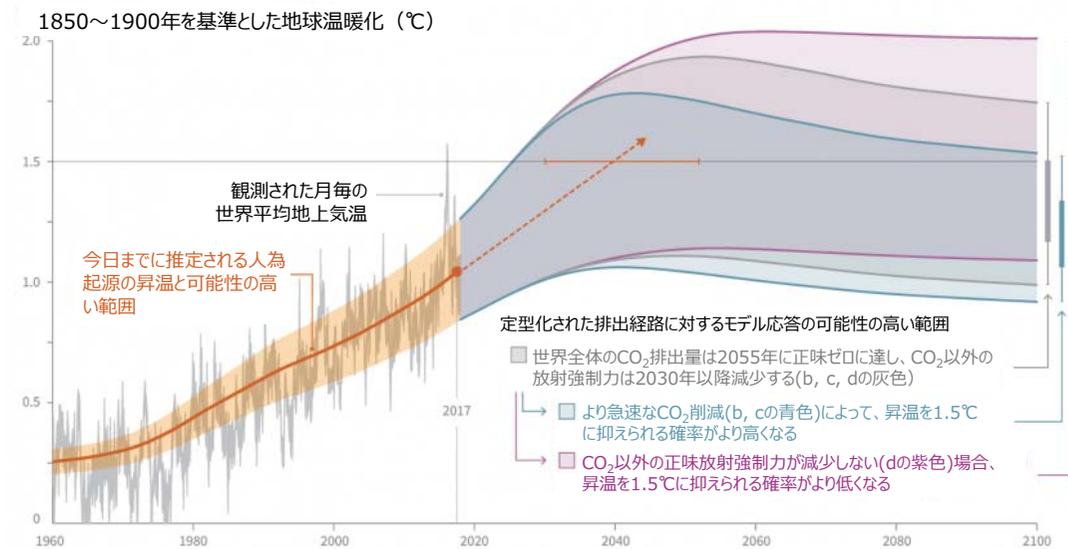
- 2018年10月にはIPCC第48回総会において「1.5℃特別報告書」が承認される等、1.5℃目標に向けた議論も進みつつあります。
- 1.5℃特別報告書の「政策決定者向け要約（SPM）」では、地球温暖化は、現在の進行速度で増加し続けると、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高いと言及されています。

## 1.5℃の地球温暖化の理解

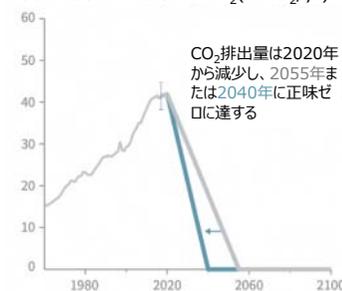
- 工業化以前に比べて、人間活動は、約1℃（可能性の幅は0.8℃から1.2℃）の地球温暖化をもたらしたと推定される。
- 地球温暖化は、現在の進行速度で増加し続けると、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高い。
- 工業化以前から現在までの人為起源の排出による昇温は、数百年から数千年にわたって継続し、関連する影響を伴いながら、気候システムにさらなる長期的変化（例えば海面水位の上昇など）を引き起こし続ける。
- しかし、現在までの人為起源の排出（温室効果ガス、エアロゾル及びその前駆物質を含む）が、次の20～30年間にまたは100年の時間スケールで0.5℃を超えるさらなる昇温を引き起こす可能性は低い。
- 1.5℃の地球温暖化における自然及び人間システムに対する気候に関連するリスクは、現在よりは高く、2℃の地球温暖化におけるものより低い。
- これらのリスクは、昇温の程度及び速度、地理的な位置、開発及び脆弱性のレベル、並びに適応及び緩和の選択肢の選定と実施に依拠する。

## 気温上昇を1.5℃に抑える排出経路

a) 観測された地球全体の気温変化及び定型化された人為起源の排出及び強制力の経路に対するモデル応答

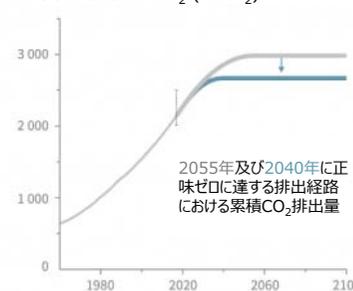


b) 世界全体のCO<sub>2</sub>正味排出量の定型化された経路  
単位：1年当たり10億トンCO<sub>2</sub>(GtCO<sub>2</sub>/yr)



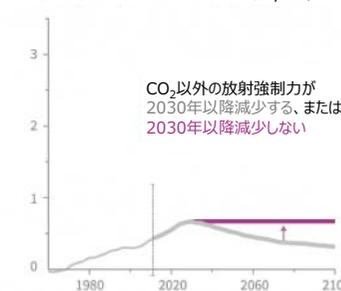
より急速な即時のCO<sub>2</sub>排出削減によって図cに示すCO<sub>2</sub>の累積排出量が抑制される。

c) 累積正味CO<sub>2</sub>排出量  
単位：10億トンCO<sub>2</sub>(GtCO<sub>2</sub>)



昇温の最大値はCO<sub>2</sub>の累積正味排出量と、メタン、一酸化二窒素、エアロゾル及びその他人為的放射強制因子による正味のCO<sub>2</sub>以外の放射強制力によって決まる。

d) CO<sub>2</sub>以外の放射強制力の経路  
単位：平方メートル当たりワット (W/m<sup>2</sup>)



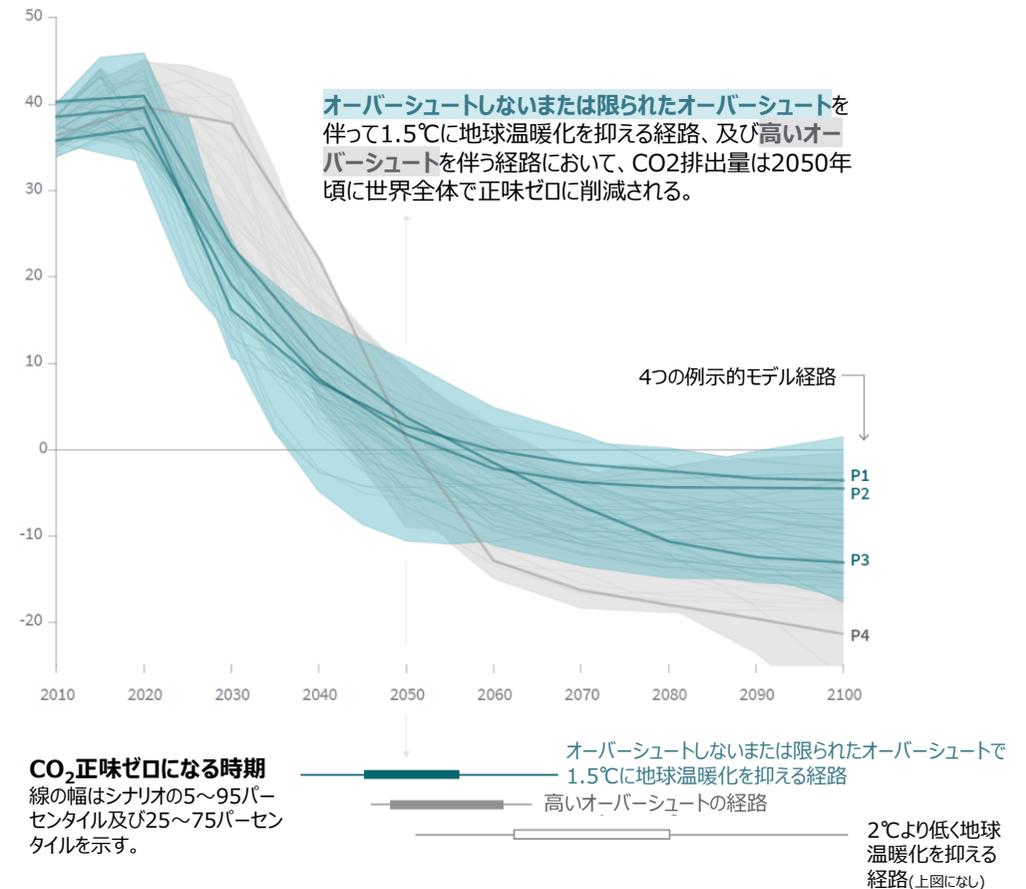
- 1.5°C特別報告書では、地球温暖化を1.5°Cに抑制するためには、CO<sub>2</sub>排出量が2030年までに45%削減され、2050年頃に正味ゼロに達する必要があるとしています。
- 1.5°Cに抑えることは不可能ではないが、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要であるとしています。

## 1.5°Cの地球温暖化に整合する排出経路

- 地球温暖化を1.5°Cに抑えるモデルの排出経路においては、世界全体の人為起源のCO<sub>2</sub>の正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%（四分位範囲40～60%）減少し、2050年前後に（四分位範囲2045～2055年）正味ゼロに達する。
- 地球温暖化を2°Cより低く抑えるためには、ほとんどの排出経路においてCO<sub>2</sub>排出量は2030年までに約25%（四分位範囲10～30%）削減され、2075年前後に（四分位範囲2065～2085年）正味ゼロに達すると予測される。
- 地球温暖化を1.5°Cより低く抑える排出経路においては、CO<sub>2</sub>以外の排出量は、昇温を2°Cより低く抑える排出経路と同様の大幅な削減がみられる。
- 地球温暖化を1.5°Cに抑える経路においては、2°Cに抑える経路に比べて、次の20年間により急速で顕著なシステム変化を示す。

## 世界全体のCO<sub>2</sub>正味排出量

1年当たり10億トンCO<sub>2</sub>(GtCO<sub>2</sub>/yr)



- ※1：オーバーシュートしない経路：人為的CO<sub>2</sub>累積排出量が1.5°Cの水準の地球温暖化に関する総カーボンバジェット（過去と将来を合わせた温室効果ガスの累積排出量の上限值）を超えることなく、1.5°Cをオーバーシュートしない経路
- ※2：限られたオーバーシュート経路：人為的CO<sub>2</sub>累積排出量が1.5°Cの水準の地球温暖化に関する総カーボンバジェットを僅かに超過するが、昇温を1.6°Cより低く抑えて2100年までに1.5°Cに戻る経路

## 1. イントロダクション

- 気温上昇の現状・将来予測
- CO2累積排出量と平均気温の関係
- 気候変動による影響

## 2. 世界の潮流

- パリ協定の採択及び2020年以降の削減目標
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）
- 環境マーケット獲得に動き出す企業
- IPCC「1.5℃特別報告書（SR15）」

## 3. 日本の動き

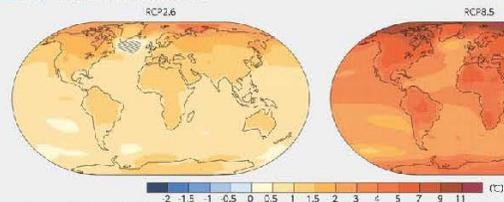
- **我が国が抱える環境・経済・社会の課題**
- **第5次環境基本計画と地域循環共生圏**
- **地域循環共生圏の概要**
- **パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略**

## 4. 地方公共団体に求められることの変化

- 地球温暖化対策計画における「地方公共団体」の基本的役割
- 長期戦略における地域循環共生圏に関する言及

○ 我が国は、温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効利用、森林・里山の荒廃、野生鳥獣被害等の**環境の課題**、地域経済の疲弊、新興国との国際競争、技術革新への対応等の**経済の課題**、少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備え等の**社会の課題**に直面しており、これらは相互に関連・複雑化しています。環境・経済・社会の統合的向上の必要性が高まっています。

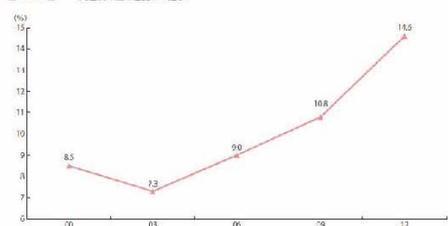
図1-1-3 平均地上気温変化分布の変化



※：1986～2025年平均と2081～2100年平均の差  
資料：IPCC「第五次世界気候変動報告書（作業部会II）」より、環境省作成

平均地上気温変化分布の変化（H29環境白書より）

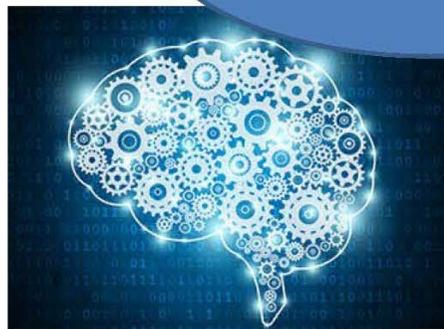
図2-2-18 商店街の空き店舗率の推移



資料：国土交通省「平成25年度国土利用白書（2012年11月、6頁）（表1-2）」

（注）空き店舗率＝空き店舗数÷店舗数

商店街の空き店舗率の推移  
（中企庁HPより）



人工知能のイメージ（産総研HPより）

**環境の課題**

- 温室効果ガスの大幅排出削減
- 資源の有効利用
- 森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- 生物多様性の保全 など



ニホンジカによる被害  
（環境省HPより）

相互に関連・複雑化

**経済の課題**

- 地域経済の疲弊
- 新興国との国際競争
- AI、IoT等の技術革新への対応 など

**社会の課題**

- 少子高齢化・人口減少
- 働き方改革
- 大規模災害への備え など



我が国人口の長期的推移  
（国交省HPより）



H29年7月九州北部豪雨  
（国交省HPより）

**環境・経済・社会の統合的向上が求められる！**

- 環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。計画は約6年ごとに見直しを行います。平成30年4月に「第5次環境基本計画」が閣議決定されました。
- 第5次環境基本計画では、SDGsの考え方も活用した環境・経済・社会の統合的向上、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造、幅広い関係者とのパートナーシップの充実・強化を通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指すことを基本的方向性として掲げ、分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。

第5次環境基本計画の基本的方向性

第5次環境基本計画における6つの重点戦略



①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大</li> <li>税制全体のグリーン化の推進</li> <li>サービサイジング、シェアリング・エコノミー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ水素、水素サプライチェーン</li> <li>都市鉱山の活用 等</li> </ul>
②国土のストックとしての価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり</li> <li>生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）</li> <li>森林環境税の活用も含めた森林整備・保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ</li> <li>マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等</li> </ul>
③地域資源を活用した持続可能な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における「人づくり」</li> <li>地域における環境金融の拡大</li> <li>地域資源・エネルギーを活かした収支改善</li> <li>国立公園を軸とした地方創生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用</li> <li>都市と農山漁村の共生・対流 等</li> </ul>
④健康で心豊かな暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど）</li> <li>食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進</li> <li>低炭素で健康な住まいの普及</li> <li>テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理</li> <li>良好な生活環境の保全 等</li> </ul>
⑤持続可能性を支える技術の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)</li> <li>自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等）</li> <li>AI等の活用による生産最適化 等</li> </ul>
⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境インフラの輸出</li> <li>適応プラットフォームを通じた適応支援</li> <li>温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等</li> </ul>

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
- 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
- 地域の特性に応じて補完し、支え合う



- 地域循環共生圏とは、各地域がその特性（課題・ニーズ）に応じ、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と補完し、支えあうことで創造する、環境・社会・経済の統合的課題解決により脱炭素とSDGsが実現した、魅力あふれる地域社会像のことです。
- 地域循環共生圏創造のポイントは、①地域課題・ニーズの適確な把握、②縦割りを超えた新たなパートナーシップの形成・地域連携の深化、③新たな価値創造・地域経済循環の3つです。

### ■ 「地域循環共生圏」創造の重要なポイント

- ✓ ①地域課題とニーズを適確に捉え、②対応する地域資源を発見・活用し、③縦割りを超えた新たなパートナーシップを形成、地域連携を深化させ、④新たな価値を創造し、地域経済循環を向上させる
- ✓ 更に、「テクノロジー×デザイン」で課題を克服しつつ魅力を上げ、異分野との連携により「**単一的取組から多面的取組**（統合的課題解決）」に深化させていく



地域課題  
ニーズ



地域資源  
固有価値



相互連携  
パートナーシップ



新たな価値創造



地域経済循環  
地域ビジネス促進

- 地域循環共生圏は、**ローカルビジネスの創出**や、**地域経済の活性化・経済循環拡大**にも大きく貢献。
- 紹介事例は緒に付いたばかりで構想ステージのものも多い。今後、**Society5.0**も活用し更なる**異分野連携**や**統合的課題解決**を**地域ビジネス**ベースで進められるよう**環境省**も**プレーヤー**として**最大限活動**。



- 2018年7月に設置されたパリ協定長期成長戦略懇談会において、パリ協定に基づく長期戦略が議論され、2019年4月に懇談会の提言が発表されました。
- この懇談会提言等を踏まえ、政府として戦略案を作成し、パブリックコメント等を経て、令和元年6月11日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定、6月26日に国連に提出されました。

時期	内容
2018年6月4日	未来投資会議において、内閣総理大臣が、パリ協定に基づく長期戦略策定に向けた有識者会議の設置と、関係省庁による検討作業の加速を指示。
2018年6月15日	「未来投資戦略2018」において、2019年6月のG20議長国として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定することとした。
2018年7月31日	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」（パリ協定長期成長戦略懇談会）設置。1月～2月に一度の頻度で開催。
2019年4月2日	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会提言」公表。
2019年4月25日	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」パブリックコメント募集。
2019年6月11日	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定。
2019年6月26日	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連に提出。

## 第1章：基本的な考え方（ビジョン）

- 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ※積み上げではない、将来の「あるべき姿」 ※1.5℃努力目標を含むパリ協定の長期目標の実現にも貢献
- ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす [要素：SDGs達成、共創、Society5.0★地域循環共生圏、課題解決先進国]

## 第2章：各分野のビジョンと対策・施策の方向性

## 第1節：排出削減対策・施策

1. エネルギー：エネルギー転換・脱炭素化を進めるため、あらゆる選択肢を追求（再エネの主力電源化 等）
2. 産業：脱炭素化ものづくり（CO<sub>2</sub>フリー水素の活用、CCU/バイオマスによる原料転換、根本的な省エネ 等）
3. 運輸：“Well-to-Wheel Zero Emission”チャレンジへの貢献（ビッグデータ・IoT等の活用 等）
- ★ 4. 地域・暮らし：2050年までにカーボンニュートラルでレジリエントで快適な地域と暮らしを実現／地域循環共生圏の創造（カーボンニュートラルな暮らし、地域づくり、分散型エネルギーシステムの構築 等）

## 第2節：吸収源対策

## 第3章：「環境と成長の好循環」を実現するための横断的施策

## 第1節：イノベーションの推進

温室効果ガスの大幅削減につながる横断的な脱炭素技術の実用化・普及のためのイノベーションの推進・社会実装可能なコストの実現（革新的環境イノベーション戦略、経済社会システム／ライフスタイルのイノベーション）

## 第2節：グリーン・ファイナンスの推進

イノベーション等を適切に「見える化」し、金融機関等がそれを後押しする資金循環の仕組みを構築（気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等による開示や対話を通じた資金循環の構築、ESG金融の拡大に向けた取組の促進）

## 第3節：ビジネス主導の国際展開、国際協力★

日本の強みである優れた環境技術・製品等の国際展開／相手国と協働した双方に裨益するコ・イノベーション

## 第4章：その他

- ★ 人材育成 ・公正な移行 ・政府の率先的取り組み ・適応によるレジリエントな社会づくりとの一体的な推進
- ・カーボンプライシング(専門的・技術的議論が必要)

## 第5章：長期戦略のレビューと実践

- ・**レビュー**：6年程度を目安としつつ情勢を踏まえた検討を加えるとともに必要に応じて見直し
- ・**実践**：将来の情勢変化に応じた分析／連携／対話

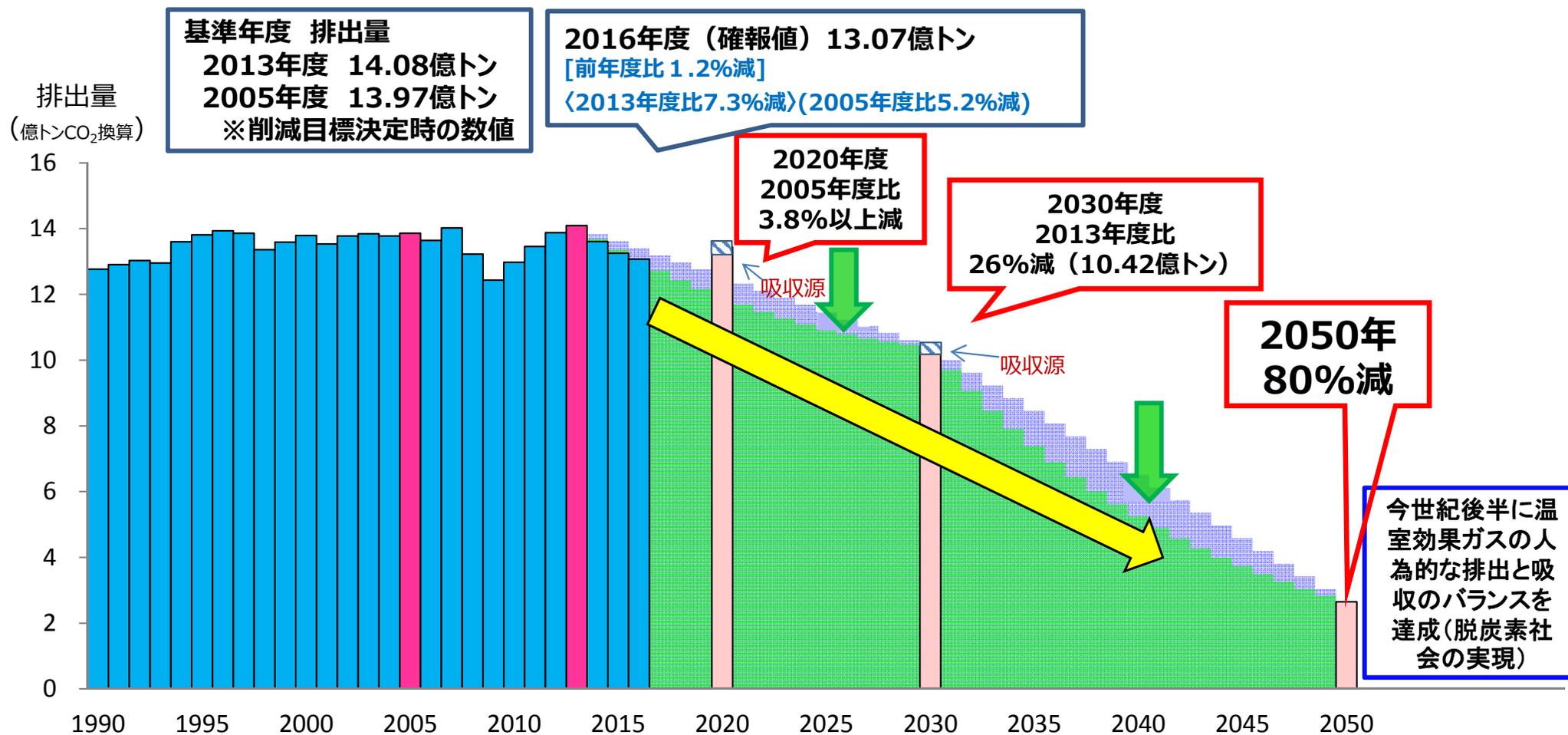
# (参考) 各国の長期的な戦略の策定状況 (国連に提出済み) <2019年9月3日時点>

国・地域	米国	ドイツ	カナダ	メキシコ	フランス
2050年目標	<b>80%以上削減 (2005年比)</b>	<b>80~95%削減 (90年比)</b>	<b>80%削減 (2005年比)</b>	<b>50%削減 (2000年比)</b>	<b>4分の1に削減 (90年比)</b>
戦略名称・策定年	United States Mid-Century Strategy for deep decarbonization (2016.11)	Climate Action Plan 2050 (2016.11) ※ドイツ政府による閣議決定	Canada's Mid-century long-term low-greenhouse gas development strategy (2016.11)	Mexico's Climate Change Mid-Century Strategy (2016.11)	French national low-carbon strategy (2016.12)
対策・施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ ①低炭素なエネルギーシステムへの転換、②森林等やCO<sub>2</sub>除去技術を用いたCO<sub>2</sub>隔離、③CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス削減の3分野で取り組みを推進。</li> <li>❑ 様々な条件を変えてシナリオ分析を実施 (MCSシナリオが中心的なシナリオ)</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• MCSシナリオの電源構成は、再エネ55%、原子力17%、CCUS付き火力20%。</li> <li>• 一次エネルギー消費が2005年から2050年で20%以上減少。</li> <li>• 2050年までに市中の乗用車の約60%が電気自動車。</li> <li>• 2005年から2050年にかけて、直接的な化石燃料利用を大幅に削減 (建物: ▲58%、産業: ▲55%、輸送: ▲63%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 2050年までの脱炭素(GHG・ニュートラル)に向けた道程を示す最初の行政文書。</li> <li>❑ 個々のセクター (エネルギー、建物、移動、貿易・産業、農業、森林) ごとに、2050年に向けたビジョンや2030年の削減目標や達成手段を記述。</li> <li>❑ EU-ETSの強化を支持。</li> <li>❑ 2018年に見直しを実施。</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• エネルギー分野: 電力はほぼ全て再生可能エネルギー発電</li> <li>• 建築分野: 新築建物への野心的基準や長期のリノベーション戦略、化石燃料を用いた熱供給の段階的廃止 等</li> <li>• 移動分野: 電気自動車等の代替技術や公共交通機関、自転車、徒歩、デジタル化 等</li> <li>• 産業分野: 研究・開発・普及プログラムの立ち上げ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ カナダがどうすれば低炭素経済へ移行できるかの対話を行うもの。</li> <li>❑ 複数の既往研究を参照しつつ、大幅削減に向けた分野毎の課題と可能性を抽出。</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電化の推進</li> <li>• 電力の低炭素化</li> <li>• 電化や電力の輸出等を通じた電力需要の増加</li> <li>• 米国との電力供給面での協力</li> <li>• エネルギー効率と需要側対策</li> <li>• バイオ燃料や水素等の低炭素燃料の活用</li> <li>• 非CO<sub>2</sub>及びブラックカーボン対策</li> <li>• 低炭素社会に向けた行動変容</li> <li>• 都市地域における対策</li> <li>• 森林・土地によるCO<sub>2</sub>固定</li> <li>• イノベーション</li> <li>• 地方との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 今後10年、20年及び40年の7分野 (社会、生態系、エネルギー、排出、生産システム、民間セクター、移動) におけるビジョンを提示</li> <li>❑ 長期戦略の中に緩和と適応の両方を記述</li> <li>❑ モデル分析の結果を提示</li> <li>❑ 緩和策については10年ごとに見直し</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• グリーンエネルギーへの転換</li> <li>• エネルギー効率と持続可能な消費</li> <li>• 持続可能な都市</li> <li>• 農業及び森林</li> <li>• 短寿命気候汚染物質及び気候行動による健康面のコベネフィット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 2050年までの削減目標達成に向けた包括的枠組みと部門別の戦略を定めたもの。</li> <li>❑ 2050年及び第3期カーボンバジェット (2024-2028年) までの部門別 (輸送、建物、農業・林業、産業、エネルギー、廃棄物) の削減目標や達成手段を記述。</li> <li>❑ 部門横断的戦略として、炭素価格を、2020年56€、2030年100€ (1トンCO<sub>2</sub>排出量当たり) に引き上げ。同時に、エネルギー移行のための基金を設立。</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2050年までに全ての建物が低エネルギー消費ビル(LEB)基準に適合。</li> </ul>

# (参考) 各国の長期的な戦略の策定状況 (国連には未提出) <2019年9月3日時点>

国・地域	EU	英国
2050年 目標	<b>80~95%削減 (90年比)</b>	<b>100%削減 (90年比)</b>
戦略名称・ 策定年	2009年 欧州理事会（首脳級）に よる目標の設定 2011年 目標を再確認	気候変動法（Climate Change Act 2008）（2008）
対策・施策 の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ Roadmap for Moving to a Competitive Low Carbon Economy in 2050やEnergy Roadmap 2050等の推進。</li> <li>□ 低炭素技術普及に向け、ETSや税の重要性について言及。</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電力に占める低炭素技術の比率を2050年にほぼ100%に。</li> <li>• 自動車の燃費改善・交通流対策。</li> <li>• 2021年以降の新築建物はほぼゼロエネルギー化。</li> <li>• 産業部門での2035年以降の大規模なCCS導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気候変動法で、5年間に排出される温室効果ガスの上限値「カーボンバジェット」を第5期（-2032）まで設定。</li> <li>□ 変動法に基づくCarbon気候Plan（2011）を推進。</li> <li>□ 気候変動法では、当局が排出量取引制度に向けた準備できるとの記載。</li> </ul> <p>【対策・施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2050年の電力需要は07年比で30~60%増加するが、再エネ・原子力・CCS火力の低炭素電力により供給される。</li> <li>• 2050年までに建築物からの排出ほぼゼロ（エネルギー消費削減と冷温熱供給の脱炭素化）。</li> <li>• 2050年までに、乗用車と貨物車のほとんどが超低排出車。</li> </ul>

- 2050年80%削減の達成とともに、パリ協定の下で、従来の延長線上にない「脱炭素社会」を今世紀後半に実現する必要があります。
- 我が国において、累積排出量の低減を図るという視点も持ち、削減を継続的に進めていくことが必要です。



## 1. イントロダクション

- 気温上昇の現状・将来予測
- CO2累積排出量と平均気温の関係
- 気候変動による影響

## 2. 世界の潮流

- パリ協定の採択及び2020年以降の削減目標
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）
- 環境マーケット獲得に動き出す企業
- IPCC「1.5℃特別報告書（SR15）」

## 3. 日本の動き

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題
- 第5次環境基本計画と地域循環共生圏
- 地域循環共生圏の概要
- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

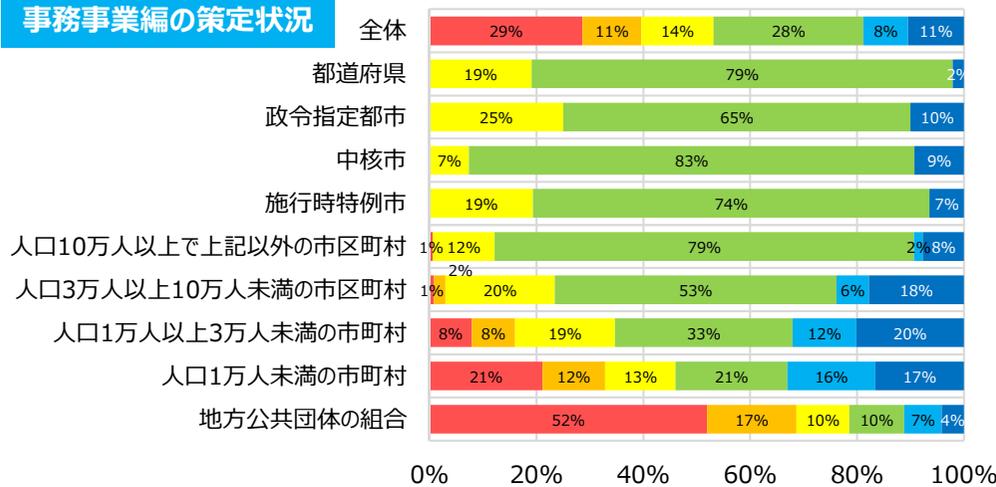
## 4. 地方公共団体に求められることの変化

- **地球温暖化対策計画における「地方公共団体」の基本的役割**
- **長期戦略における地域循環共生圏に関する言及**

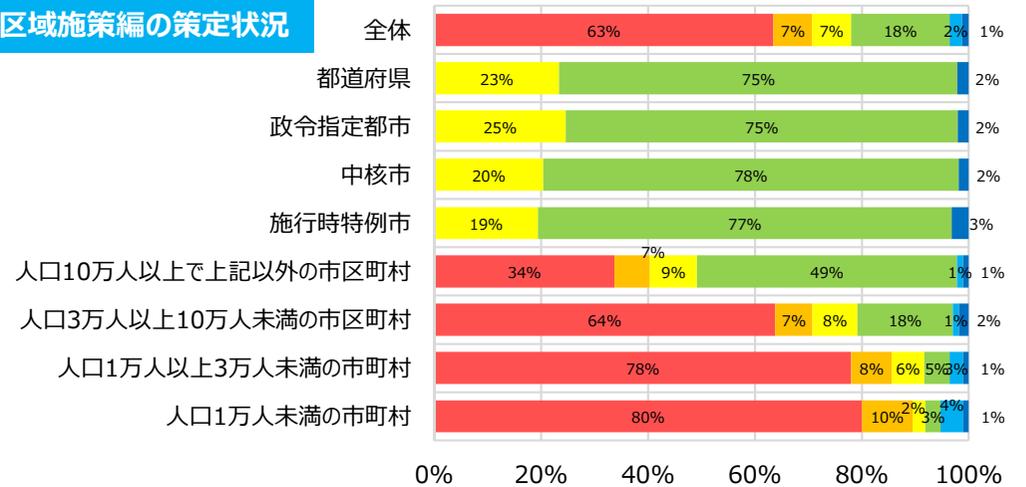
○地方公共団体実行計画は、事務事業編と区域施策編に分かれ、その内容・対象・根拠法・取組例や策定状況は以下の通りです。

項目	事務事業編	区域施策編
内容	地方公共団体自らの排出削減等の措置	区域の自然的社会的条件に応じて、 <b>区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策</b> に関する事項を策定
対象	全ての地方公共団体	都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市 ※中核市未満は努力義務
根拠法	地球温暖化対策の推進に関する法律	
取組例	庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入の促進</li> <li>地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進</li> <li>都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善</li> <li>循環型社会の形成</li> </ul>

### 事務事業編の策定状況



### 区域施策編の策定状況



- 過去に一度も策定したことがなく、平成30年10月1日以降も策定する予定はない。
- 過去に一度も策定したことがないが、平成30年10月1日以降に策定する予定がある。
- 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定はない。
- 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定がある。
- 既に計画期間を経過しているが、平成30年10月1日以降に改定する予定はない。
- 既に計画期間を経過しており、平成30年10月1日以降に改定する予定がある。

- 過去に一度も策定したことがなく、平成30年10月1日以降も策定する予定はない。
- 過去に一度も策定したことがないが、平成30年10月1日以降に策定する予定がある。
- 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定はない。
- 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定がある。
- 既に計画期間を経過しているが、平成30年10月1日以降に改定する予定はない。
- 既に計画期間を経過しており、平成30年10月1日以降に改定する予定がある。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律では、事務事業編は、都道府県・市町村が策定を行うことになっており、自らの事務事業に関する排出削減対策と吸収のための計画を策定することになっています。
- 区域施策編は、政府の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進する総合的な計画です。地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定は、都道府県及び政令指定都市、中核市（施行時特例市含む）となっています。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

事務事業編に  
関する言及

区域施策編に  
関する言及

- 地球温暖化対策計画では、地方公共団体自身が、率先的な取組を行うことにより、地域の模範となることが求められています。
- また、地方公共団体が講ずべき措置の基本的事項としては、特に事業者・住民との協力や連携を確保することが求められています。

## 地球温暖化対策計画における「地方公共団体」の基本的役割

### 第3章 目標達成のための対策・施策

#### 第1節 区に、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### 2. 「地方公共団体」の基本的役割

###### (1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、**再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進**等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

###### (2) 自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、**自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき**である。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

###### (3) 特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の**市町村における取組の優良事例の情報収集**と**他の市町村への普及促進**に取り組むよう努める。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、**技術的な助言や人材育成の支援等**の措置を積極的に講ずるよう努める。

### 第3章 第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」

「地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する。**特に地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意**しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。」

区域施策編に関する言及

事務事業編に関する言及

双方に関する言及

- 長期戦略においては、第1章「基本的考え方」や第2章の目指すべきビジョンの中で地域循環共生圏が言及されています。

### (第1章：基本的考え方 4. 将来に希望の持てる社会に向けてから抜粋)

#### ④地域循環共生圏

人口減少・少子高齢化が進む我が国においては、特に地域の活力を高める成長戦略が重要である。このため、各地域が地域資源を持続可能な形で最大限活用し自立・分散型の社会を形成しつつ、より広域的なネットワークを構築し、地域に脱炭素化と環境・経済・社会の統合的向上によるSDGsの達成を図る「**地域循環共生圏**」の創造を目指す。同時に、この持続可能な地域の在り方を世界に提示することにより、国際社会のロールモデルとなることを目指す。

### (第2章：各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性 4. 地域・くらしから抜粋)

#### (2) 目指すべきビジョン

脱炭素社会の実現に向けて、社会システムの転換を引き起こしていく過程においては、我が国の歴史的、文化的、地理的及び経済的な特徴をよく踏まえた自然と社会の在り方、すなわち「持続的な共生」の概念を基本とした、個人、家庭及び地域レベルでの意識改革が重要である。

また、人口減少・少子高齢化が進む我が国においては、その地域の人達がそこに住み続けることができるよう、地域経済循環を促し、地域の活性化につながることで、特に地域の力を高める成長戦略が重要となる。人口減少・少子高齢化問題を逆手に取り、地域を持続させ発展させようとする住民の思いが実現する方向で気候変動に対応する条件整備をしていき、その中での意識の変化を図ることも必要である。また、地域においてもビジネスを形成することにより、経済社会活動の向上につなげていくことが重要である。さらに、限られた地域内だけでなく、都市と農山漁村の共生・対流などの広域的なネットワークにより、地域資源を補完し支え合うことが重要である。

そのため、地域資源を持続可能な形で活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ広域的なネットワークにより、地域における脱炭素化と環境・経済・社会の統合的向上によるSDGsの達成を図る「**地域循環共生圏**」を創造し、そこにおいては2050年までに、カーボンニュートラルで、かつレジリエントで快適な地域とくらしを実現することを目指す。

特に、農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマス、営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーや水素を創出し、地域内で活用する。さらに、農山漁村域外に供給することにより、我が国の温室効果ガス的大幅削減に貢献する。

- 第2章の目指すべきビジョンの中では、地域における脱炭素化・SDGsの達成のための取組の例が言及されています。

## (第2章：各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性 4. 地域・くらしから抜粋)

### (2) 目指すべきビジョン

また、可能な地域・企業等から、2050年を待たずにカーボンニュートラルを実現していくことを目指す。地域における脱炭素化・SDGsの達成のための取組の例としては、以下が挙げられる。

- **断熱性能の高い住宅**はCO<sub>2</sub>排出削減と同時に、快適性の向上や健康維持に資する。
- **徒歩や自転車の移動の割合を増加**させることは、移動に伴うCO<sub>2</sub>を抑制するとともに、健康増進、混雑緩和等に貢献する。
- **ICTの活用によるテレワークやフレックスタイム制の導入を推進**することにより、通勤交通に伴うCO<sub>2</sub>排出を抑制すると同時に、仕事と育児・介護との両立がしやすい環境や生産性の向上を実現する。
- **再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築**は、緊急時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献する。また、地域が主体となった導入により地域コミュニティの維持・強化にも資する。
- 再生可能エネルギーに関連する事業は、省エネルギー事業、高齢者の見守り事業等を併せて行うことにより新たな雇用を生み出し、地域の活力の維持・発展に貢献する。
- 荒廃農地のように有効な活用がされていない農地等に、農業生産が可能な形で太陽光発電パネルを設置し適切な営農を継続することで（**営農型太陽光発電**）、再生可能エネルギーの拡大とともに、事業の経済性を高め、地域の持続可能な社会形成に資する。
- 耕作放棄地で自然環境と共生する**燃料作物を栽培する農業再生**は、地域に固有の生態系を維持することにも資する。
- 地域の**再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築**は、気候変動対策のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業の創出にも資する。

- 第3章の国際展開・国際協力の節においては、地域循環共生圏を我が国発のロールモデルとして構築し、世界に発信するとともに、我が国の経験・ノウハウを活用し、アジア等における「地域循環共生圏」の構築を支援することが言及されています。
- 第4章においては、地域循環共生圏の実現に向けて、多様なステークホルダーとの連携・持続可能な地域づくりを担う「人づくり」の推進、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成の推進が言及されています。

### （第3章：重点的に取り組む横断的施策 第3節：ビジネス主導の国際展開、国際協力）

#### 2. 施策の方向性

##### （1）施策の基本的な方向性

また、脱炭素化とSDGsを実現するための、地域密着モデルとしての「**地域循環共生圏**」を、我が国発のロールモデルとして構築し、世界に発信するとともに、我が国の経験・ノウハウを活用し、アジア等における「**地域循環共生圏**」の構築を支援する。世界に共有できる社会モデルを構築し、パリ協定で掲げられる目標に確かな処方箋を提供することで、我が国の成長と国際貢献を同時に実現し、脱炭素社会に資するものとする。

資金については、ODAやその他政府資金（OOF）等に限らず、気候変動分野への資金の拡大に取り組むとともに、パリ協定の長期目標を踏まえ、あらゆる案件において、これまで以上に気候変動対策の観点を取り入れることが重要である。

### （第4章：その他の部門横断的な施策の方向性）

#### （1）人材育成

持続可能な開発のための教育（ESD）をより一層推進し、気候変動対策を含むSDGsの達成につなげる。ESDの推進拠点であるユネスコスクールなど学校での活動を通じ、児童・生徒・学生や教員の環境・気候変動に対する意識や関心の向上を促す。また、家庭、地域、職場など学校以外の取組については、表彰制度等を通じて自発的な取組を促進していくとともに、グッドプラクティスを積極的に発信する。その際、地域において気候変動対策に取り組む多様なステークホルダーとも連携する。

**地域循環共生圏**の実現に向けて、ESDの考え方を基に、多様なステークホルダーとの連携を図りながら持続可能な地域づくりを担う「人づくり」を推進し、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成を推進する。